

青色防犯パトロールを始めませんか？



【青色防犯パトロール車両によるパトロールの様様】

青色防犯パトロールは、地域住民に安心感を与え、防犯意識の向上に繋がるとともに、これから犯罪を行おうとする者に対する抑止効果も高いと考えられています。

従来の防犯パトロールに加えて青色防犯パトロールを行うことで、自主防犯活動が活性化することも期待されます。

みなさんの地域でも青色防犯パトロールを始めませんか？

1 申請の対象となる団体

自主防犯パトロールを行う団体で、次のいずれかに該当する必要があります。

県又は市町村

知事・本部長・警察署長・市町村長から防犯活動の委嘱を受けた者により構成される団体その他の組織

地域安全活動を目的として設立された公益法人・NPO 法人又は地方自治法の規定により市町村長から認可を受けた地縁による団体（いわゆる自治会等）

から のいずれかから防犯活動の委託を受けた者

2 申請手続きの概要

- (1) 警察署を経由して本部長に証明書の発行を申請する。
- (2) 本部長から「証明書」「標章」「パトロール実施者証」の交付を受ける。
- (3) (2)の交付後 15 日以内に運輸支局等で自動車検査証に「自主防犯活動用自動車」の記載を受ける。

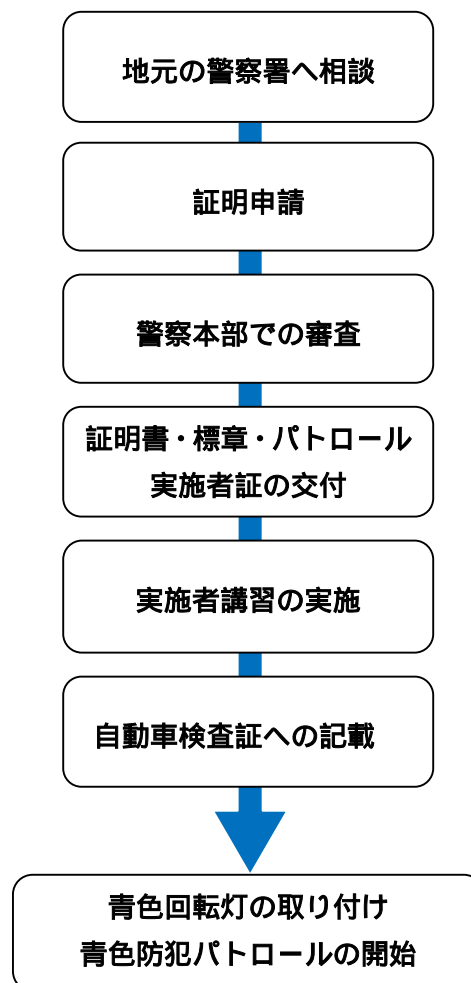
3 証明書の発行要件

本部長から証明書の発行を受けるためには、

- (1) 原則として週1回以上の継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれること。
 - (2) 予想される事案に対して、適切に対応できると認められること。
 - (3) 警察が実施する「青色防犯パトロール講習」を受講していること。
- などの要件を満たす必要があります。

4 申請手続きの流れ

申請書類や講習の受講方法等については、パトロール地域を管轄する警察署生活安全課（刑事生活安全課）まで、ご連絡ください。



運輸支局等一覧（自動車検査証への記載申請窓口）

自動車の種別	窓口	所在地	連絡先
普通自動車	高知運輸支局	高知市大津乙 1879 番地 1	088 (866) 7311
軽自動車	軽自動車検査協会 高知事務所	高知市長浜 3106 番地 2	088 (842) 5734

5 **青色回転灯の装着方法など**

- (1) 青色回転灯は、屋根に 1 個のみ装備して使用すること
- (2) 自主防犯パトロール中以外では青色回転灯は点灯させないこと。
- (3) 自動車の車体に当該団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明示すること。
- (4) 青色回転灯は、回転式の構造であること。
- (5) 青色回転灯を点灯させての運行中は、標章を後方から見えるように掲示すること。
- (6) 青色防犯パトロール中は、実施者はパトロール実施者証を携行すること。
- (7) 認められた地域以外では青色防犯パトロールは行わないこと。